

記者発表(資料配布)

月/日 (曜日)	担当部局名 課班名	TEL	発表者名 (担当班長名)	その他 配布先
4/27 (木)	県民生活局 県民躍動課 消費政策班	2784 (内線) 078-362-3378 (直通)	消費政策官 戸敷 幸 (消費政策班長 茅嶋 佳代子)	なし

5月は消費者月間です

—— デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～ ——

5月は消費者月間です。

社会のデジタル化が進み、またコロナ禍で様々なインターネットサービスの需要が伸びました。SNS等を通じた情報収集やインターネット通販等がスマートフォンで気軽に利用でき、私たちの生活は非常に便利になった反面、デジタル化に伴う新たな消費者トラブルが発生しています。様々な情報を比較し見極める力、適切に情報を活用する力を持つ「かしこい消費者」になることが必要です。

兵庫県では、SNSの広告等がきっかけとなるエステ体験、マルチ商法や、インターネット通販等に関する消費者トラブルの相談事例とその対処法を啓発する動画を、三宮の大型ビジョンや路線バスのサイネージで放映し注意を呼びかけます。また、県や市町の消費生活センター等では、消費者月間のイベントとして、記念講演や寸劇、パネル展示などを開催します。

消費者問題について学び、「かしこい消費者」になるチャンスです。ぜひご参加ください。

《「消費者月間」とは?》

昭和43年5月30日に「消費者保護基本法」(現 消費者基本法)が制定されたことから、制定10周年の昭和53年から5月30日を「消費者の日」、制定20周年の昭和63年からは5月を「消費者月間」と定めています。

1 消費者トラブル防止啓発動画の放映

(1) 三宮大型ビジョン

●ミント神戸「MINT VISION」 (令和5年5月1日～5月14日)

「ラップで対策!!悪質商法」 #8 エステ無料体験編

●三宮センター街大型スクリーン (令和5年5月1日～5月31日)

大学生・専門学校生作成のスライドショー動画

インターネット通販での健康食品の定期購入トラブル (5/1～5/7)

クレジットカードの不正利用トラブル (5/8～5/14)

フリマ利用によるトラブル (5/15～5/21)

オンラインゲームでの課金トラブル (5/22～5/31)

(2) 神姫バス車内サイネージ (令和5年5月1日～5月31日)

[姫路エリア、西神・明石エリア、神戸(ポートアイランド～西脇等)エリア]

「ラップで対策!!悪質商法」 #3 マルチ商法編(5/1～5/15)

#6 情報商材編 (5/16～5/31)

【放映する動画の紹介】他のパターンもぜひチェックしてください。

- ラッパー教師 “あきらめん” 氏による「ラップで対策!!悪質商法」
「《コンテンツ》消費者トラブル防止ゲーム・動画で学ぶ!!」
ページ中段に8パターン掲載

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf13/syouhisya_keihatsudouga.html

- 県内の大学生・専門学校生が作成したスライドショー動画
(一社)ひょうご大学生支援機構ホームページに10パターン掲載

https://husso.jp/archive/archive_216.html

▼ラップ動画
はコチラ



▼スライドショー動画
はコチラ



2 県内で開催する消費者月間事業

別紙のとおり ※詳細は、各問合せ窓口にお問い合わせください。

3 問合せ先

兵庫県 県民生活部 県民躍動課 消費政策班 兼田

TEL 078-362-3157 / FAX 078-362-3908